

## はじめに

今、日本にとって最も欠けているものは、日本の歴史に対する日本人としての誇りであると思います。

そして、その根本的原因は、わが国の近現代史に対する誤った認識にあります。極東国際軍事裁判いわゆる東京裁判は、元来ポツダム宣言の停戦条件第10条に示された「吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加えらるべし」にその根拠を有するものであります。すなわち、この裁判で審理すべきは、戦時国際法違反の者を対象としており、その対象期間は、昭和16年12月8日から昭和20年8月15日までであったにもかかわらず、裁判が始まるや、検察官側は戦時に加え、昭和3年から昭和16年にかけての日本の軍事行動全般をも審理の対象にしたのです。したがって、この裁判はポツダム宣言に示された「戦争犯罪人」の裁判ではなくて、「わが国の歴史を裁くための歴史裁判」でありました。

わが国は、米国からの最後通牒ともいえるハルノートにより、苦渋の決断を迫られ、自存自衛、欧米からのアジア解放のために、やむを得ず大東亜戦争の開戦を決意したのです。その結果、戦闘に敗れはしましたが、昭和18年11月の大東亜会議で宣言された「自存自衛」、「植民地の解放」、「人種差別のない平等な世界を築く」というわが国の戦争目的は達成され、今日の世界があります。それにもかかわらず、東京裁判によって、それまでの400年以上にわたる白人によるアジア侵略と植民地支配、その間の残虐などの責任の全ては、戦争に負けたわが国に転嫁されてしまったのです。この結果、日本人は、何もかも日本が悪いという戦争犯罪意識を、骨の髄まで刷り込まれ、白人によるアジア侵略の世界史から目隠しされてしまいました。この連合国により捏造された歴史観により、「謝罪を国是」とするわが国の「戦後体制」が構築されたのです。

我が国の新教育基本法第2条（教育の目標）の5項には「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」と書かれています。また、中学校学習指導要領の歴史分野の目標においては「我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を深める」と述べられています。しかし、我々がこれまで子供たちに使用されている教科書を調査・検討した結果、圧倒的に多く使用されている教科書ほど、とても「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を深める」という基本方針にそぐわない内容でありました。

日本という国はどのようにして建国され、その国柄はどのような特色があるのかについては、殆んど記述されていないだけでなく、更に、わが国の独立と世界の歴史の大きな流れに貢献した明治維新以後のわが国の近現代史については、総じて自虐的な記述になっているのです。

「我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を深める」ためには、まず、自分という人間が如何にすばらしい国に生まれたのかを知り、世界に対して日本人としての誇りを持って生きていくための自信を持つことが、最も重要なポイントになると言えます。特に、わが国の近現代史においては、世界に誇るべき多くの歴史的な事象や歴史的な人物が輩出されているにもかかわらず、なぜ、我々の誇るべき祖先に対し、尊崇の念を持つことができるような教育ができないのでしょうか。

わが国の近現代史にとって、なぜ明治維新を行わなければならなかったのか、なぜ日清・日露戦争を戦わざるを得なかったのか、なぜ日韓併合を行わざるを得なかったのか、なぜ昭和のわが国が戦争に追い込まれていったのか。そして、昭和天皇は、大東亜戦争開戦前の昭和 16 (1941) 年 9 月 6 日、米国から完全に石油が止められた後の御前会議で、明治天皇の日露戦争直前の御製

「四方（よも）の海 みな同胞（はらから）と思う世に など波風の立ちさわぐらむ」

を詠まれ、切なる戦争回避の強い思いがあったにもかかわらず、なぜ開戦という苦渋の決断をせざるを得なかったのか。等々について、我々の祖先の国難に対する思いと決意を教えることが重要といえるのではないのでしょうか。

我々が基本的に考えている「歴史に学ぶ」ということは、日本国民に国家及び日本人という民族の誇りを涵養し、気概を鼓舞する「国民の物語」を学ぶということであります。

本書は、わが国の若者に「建国の由来と国柄」の概要を理解させるとともに、「近代日本に至る国家の成り立ちと東アジアとのかかわり」及び「明治維新以前の欧米諸国のアジア侵略政策」について概観するとともに、特に、明治維新以後の誇りあるわが国近現代史を「国民の物語」として知ってもらいたいという思いで、まとめたものであります。